

## 第 4 2 6 号 答 申

### 第 1 審査会の結論

名古屋市人事委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書を一部公開とした決定は、妥当である。

### 第 2 本件審査請求に至る経過

- 1 令和 4年11月 7日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

人事委員会

対象期間 2016/04/01～2022/11/04（平成28年 4月 1日～令和 4年11月 4日）

平成28年 4月 1日から令和 4年11月 4日までの間に受け付けた、労働安全衛生規則第97条第 1項及び第 2項の規定に基づく労働者死傷病報告（警察本部及び公安委員会が所管する事業場からの報告を除く）の表面及び「災害発生状況及び原因」又は略図に関する添付資料

- 2 同年12月20日、実施機関は、本件公開請求に対して、「労働者死傷病報告（平成28年 4月 1日から令和 4年11月 4日までの期間に受理したもの）」（以下「本件行政文書」という。）を特定し、一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- 3 令和 5年 1月 7日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

### 第 3 実施機関の主張

- 1 決定通知書によると、実施機関は、本件行政文書の一部を公開しない理由として、次のとおり主張している。
  - (1) 以下の非公開事項①から⑫（以下「本件各非公開事項」という。）のうち、非公開事項①から⑤及び⑧については本件行政文書の全てにおいて非公開とし、非公開事項⑥、⑦及び⑨から⑫については、本件行政文書の個別の内容に応じて非公開とした。

<非公開事項>

- ①死傷病の発生日
- ②被災労働者の氏名（漢字、カナ）

- ③被災労働者の生年月日
- ④被災労働者の年齢
- ⑤被災労働者の経験期間
- ⑥被災労働者の性別
- ⑦被災労働者の職種
- ⑧休業見込期間
- ⑨被災地の場所
- ⑩災害発生状況及び原因の一部
- ⑪略図
- ⑫添付資料の写真

(2) 本件各非公開事項①から⑫を非公開とした理由

ア 非公開事項①から⑪は、直接又は他の情報と照合することにより被災労働者が識別され得る情報である。

被災労働者が識別されれば、特定の個人（被災労働者）が業務中に傷病を負ったことが明らかとなるが、このような情報は通常他人に知られたくないと認められるものであるため、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当する。

イ 一部の本件行政文書における非公開事項⑨及び⑫は、火災現場又は救急活動現場の所在地又は外観である。

火災現場又は救急活動現場の所在地や外観が識別されれば、火災の被害を受けた又は救助された特定の個人が識別され、当該個人が火災の被害を受けたことや救助を要する状況となったことが明らかとなる可能性があるが、このような情報は通常他人に知られたくないと認められるものであるため、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当する。

2 上記 1 に加え、実施機関は、弁明書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 本件各非公開事項のうち上記 1(2) イに該当する一部分を除き、全て、直接又は他の情報と照合することにより被災労働者を識別し得る情報である。

個人が負傷又は病気に罹患したという情報は、個人の身体、健康状態に係る、通常他人に知られたくないと認められる極めて私的な情報であり、被災労働者が公務員等であったとしても、その職務の遂行に係る情報であるとは認められない。

したがって、被災労働者を識別し得る情報は、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当し、同号ただし書アには該当しない。

(2) 審査請求人は、特に非公開事項①について、全部ないし一部の公開を求めているものと認められる。

しかしながら、非公開事項①を公にした場合、事業場の関係者等が容易に入手し得る情報と照合することにより、被災労働者を特定することができる可能性が非常に高くなることから、非公開事項①も被災労働者を識別し得る情報として非公開とした。

#### 第 4 審査請求人の主張

##### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、非公開とされた部分について改めて非公開情報該当性の精査をなされ、非公開とした部分の全部又は一部を追加で公開するとの裁決を求める。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件行政文書は、一般に、民間事業者が、「所轄労働基準監督署長に」提出する資料である。行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）の規定に基づく開示請求がなされ、開示請求人の中には審査請求を行った者もあり、国の情報公開・個人情報保護審査会（以下「国審査会」という。）の答申の蓄積も複数ある。この答申の蓄積と比較して、本件処分における部分公開の範囲に乖離があるから、本件処分における部分非公開の判断は不合理であり、本件処分の取り消し及び非公開情報に該当しない部分の更なる公開を求める。

(2) 本件処分では、条例第 7条第 1項第 1号に該当する部分を公開しないとされている。審査請求人も、同号柱書きに該当しうる情報になりうることは容認する。しかし、本件各非公開事項が同号ただし書アに該当するか否かの理由の提示がなされていない。

(3) まず、本件行政文書に記載された「被災労働者」とは、一般の名古屋市民ではなく、「地方公務員法（昭和25年法律第 261号）第 2条に規定する地方公務員」であり、「情報公開法第 5条第 1号ハに規定する公務員等」である。よって、被災労働者は、条例第 7条第 1項第 1号ただし書アにおける「公務員等」に該当する。

次に、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第97条第 1項の「労働災害その他就業中又は事業場内若しくはそ

の附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒」とはまさしく「その職務の遂行に係る情報である」から、「当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該部分を除く。）」は公開されてしかるべきである。この点で、非公開の部分における条例第 7 条第 1 項第 1 号ただし書アに該当する部分の更なる公開を求める。

(4) ここで、国審査会の答申の蓄積で、情報公開法第 5 条第 1 号柱書に該当し、同号各号に該当しないとされた部分と判断された部分の答申例として、令和 2 年 12 月 28 日付け令和 2 年度（行情）答申第 427 号（以下「答申第 427 号」という。）がある。答申第 427 号では、別表において、諮問庁及び国審査会が情報公開法のどの条項の不開示情報に該当するか列挙されている。これは、被災労働者が一般事業者に勤める公務員等に該当しない労働者の例である。つまり、この答申第 427 号では、情報公開法第 5 条第 1 号ただし書ハに該当するか否かの判断は行われていない。

(5) 次に、平成 15 年 8 月 8 日付け平成 15 年度（行情）答申第 235 号（以下「答申第 235 号」という。）を例示する。防衛省職員の場合には、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和 27 年法律第 266 号）第 27 条第 1 項及び防衛省職員の災害補償に関する政令（昭和 41 年政令第 312 号）の規定により、公務災害発生報告書が作成されている。この報告書は「災害補償制度の運用について」（昭和 48 年職厚-905）における「第 7 公務上の災害又は通勤による災害の報告及び通知関係」 1 に掲げられた事項が記載されているものと予想する。

答申第 235 号別紙第 1 において、情報公開法第 5 条第 1 号に該当しうる部分が例示されており、これは、「第 7 公務上の災害又は通勤による災害の報告及び通知関係」 1 のすべての事項が網羅されているものではない。つまり、本件処分で非公開とされた部分は、答申第 235 号で掲げられた範囲以上の部分を条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当すると主張し、同号ただし書ア該当性の判断がなされていないものであるから、本件処分における非公開情報の判断に誤りがある。

(5) そして、審査請求人は、他県の人事委員会にも同様の請求を行っており、これらの例では、答申第 235 号の不開示情報の判断に近い部分のみが非公開とされており、審査請求人もこれらの県人事委員会の判断は概ね妥当と思料する。

つまり、「被災労働者氏名」、「生年月日」、「年齢」及び「性別」程

度を非公開とすることは妥当と思料する。また、本件処分のうち、上記第3の1(2)イに関わる非公開事項は公務員等に係る情報ではないので、非公開とすることは妥当と思料する。

しかし、答申第235号及びこれらの例を参考にすると、本件処分の非公開事項①の全部ないし多くの部分は、非公開情報に該当しない情報が含まれているものと思料する。

## 第5 審査会の判断

### 1 争点

本件行政文書に記載されている非公開事項①、⑤、⑦、⑧、⑩及び⑪並びに非公開事項⑨のうち被災労働者が識別されるとして実施機関が非公開としたもの（以下これらを「本件検討情報」という。）が、条例第7条第1項第1号に該当するか否かが争点となっている。

### 2 条例の趣旨等

条例は、第1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

### 3 本件行政文書について

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第100条第1項及び安衛則第97条第1項により、事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、所轄労働基準監督署長に報告書を提出しなければならないとされている。この場合、地方公務員法第58条第5項の規定により、地方公務員に係る労働基準監督機関の職権は、一部の職員を除き、人事委員会を置く地方公共団体においては人事委員会又はその委任を受けた人事委員会の委員が行うものとされている。

本件行政文書は、平成28年4月1日から令和4年11月4日の間に実施機関が受理した労働者死傷病報告書及び添付資料である。

本件行政文書には、事業場の名称、所在地等事業場に関する情報、被災労働者の氏名、年齢等被災労働者に関する情報及び発生日時、発生状況等対象となる労働災害等に関する情報及び報告者の氏名等が記載されている。

4 本件検討情報の条例第 7条第 1項第 1号該当性について

(1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件検討情報は、上記 3のとおり、労働者が就業中の負傷等により死亡又は休業した際に作成される報告書に記載されている情報であり、被災労働者の個人に関する情報であると認められる。

(3) 当審査会が見分したところ、本件検討情報は、本件処分において公開されている事業場の名称、名古屋市市民情報センター等において一般に閲覧することができる名古屋市職員録、事業場内に掲示されている配置図、市公式ウェブサイト及び学校のウェブサイト等の情報と組み合わせることにより、被災労働者個人が識別され得る情報であることが確認できた。

(4) さらに、上記第 3の 2(1) で実施機関が主張するとおり、本件検討情報は、被災労働者個人の身体や健康状態に係る私的かつ機微な情報であり、通常他人に知られたくないものであると認められる。

(5) 条例第 3条において、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならないとされていることから、実施機関が、本件検討情報が条例第 7条第 1項第 1号に該当すると判断したことは、不合理ではないと認められる。

(6) また、条例第 7条第 1項第 1号はただし書アにおいて、当該個人が公務員等である場合で、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分を公開することと規定している。

しかしながら、本件検討情報は、上記(4)のとおり、被災労働者の私的な情報であると認められるため、職務の遂行に係る情報であるとはいえない。

(7) 以上のことから、本件検討情報は、条例第 7条第 1項第 1号に該当する。

5 審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

6 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 5年 2月 6日	諮問書の受理
3月 9日	弁明書の写しの受理
同日	審査請求人に、弁明書に対する意見があるときは反論意見書を提出するよう通知
12月15日 (第52回第 3小委員会)	調査審議
令和 6年 1月19日 (第53回第 3小委員会)	調査審議
2月16日 (第54回第 3小委員会)	調査審議
2月27日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小林直三、委員 清水綾子、委員 庄村勇人